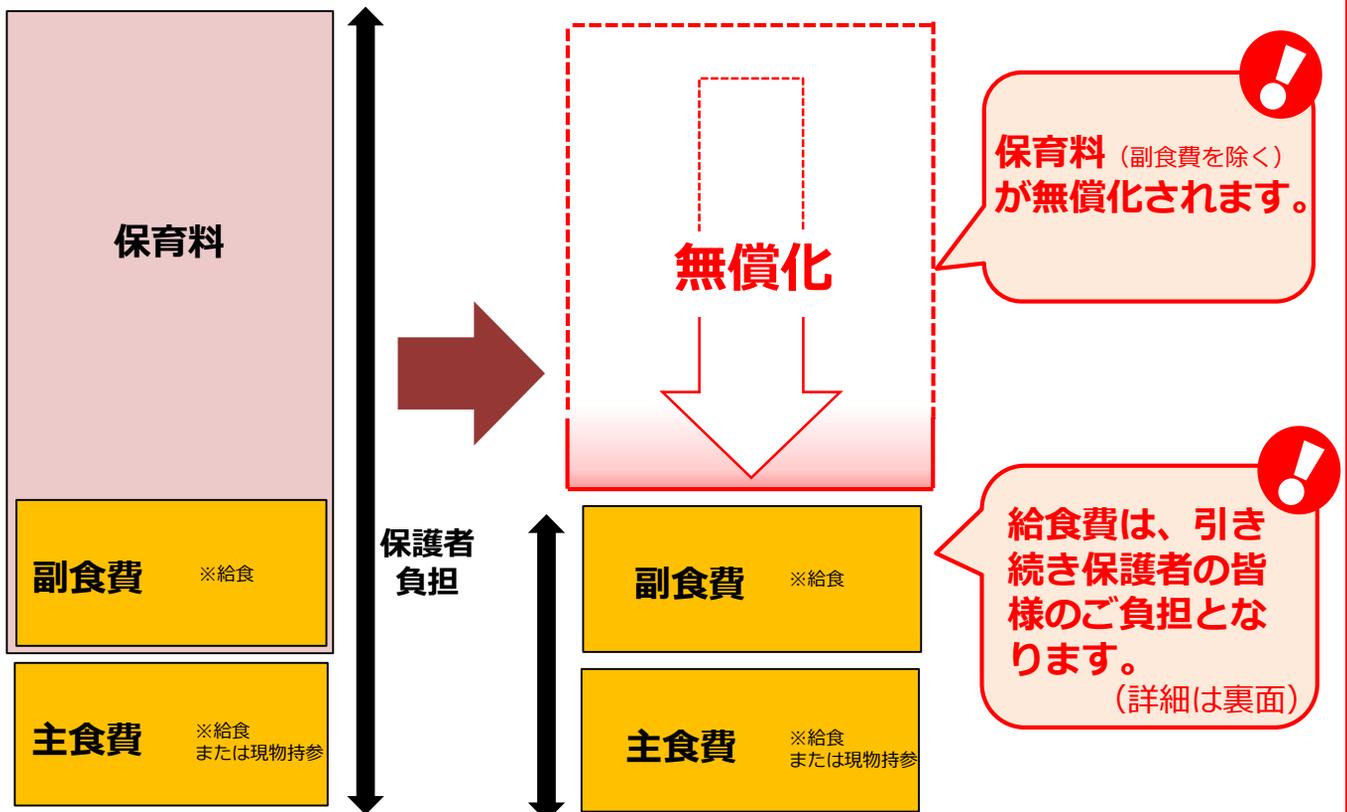


## 令和元年10月から、保育料が無償化されます 副食費（おかず・おやつ等）部分は無償化となりません

- 令和元年10月から、3歳児～5歳児クラス(2号認定)のお子さんについては**保育料が無償化**されるため、利用料をお支払いいただく必要がなくなります。
- **各施設の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**  
(詳細は裏面をご覧ください。)

～これまで～

～無償化後（令和元年10月以降）～



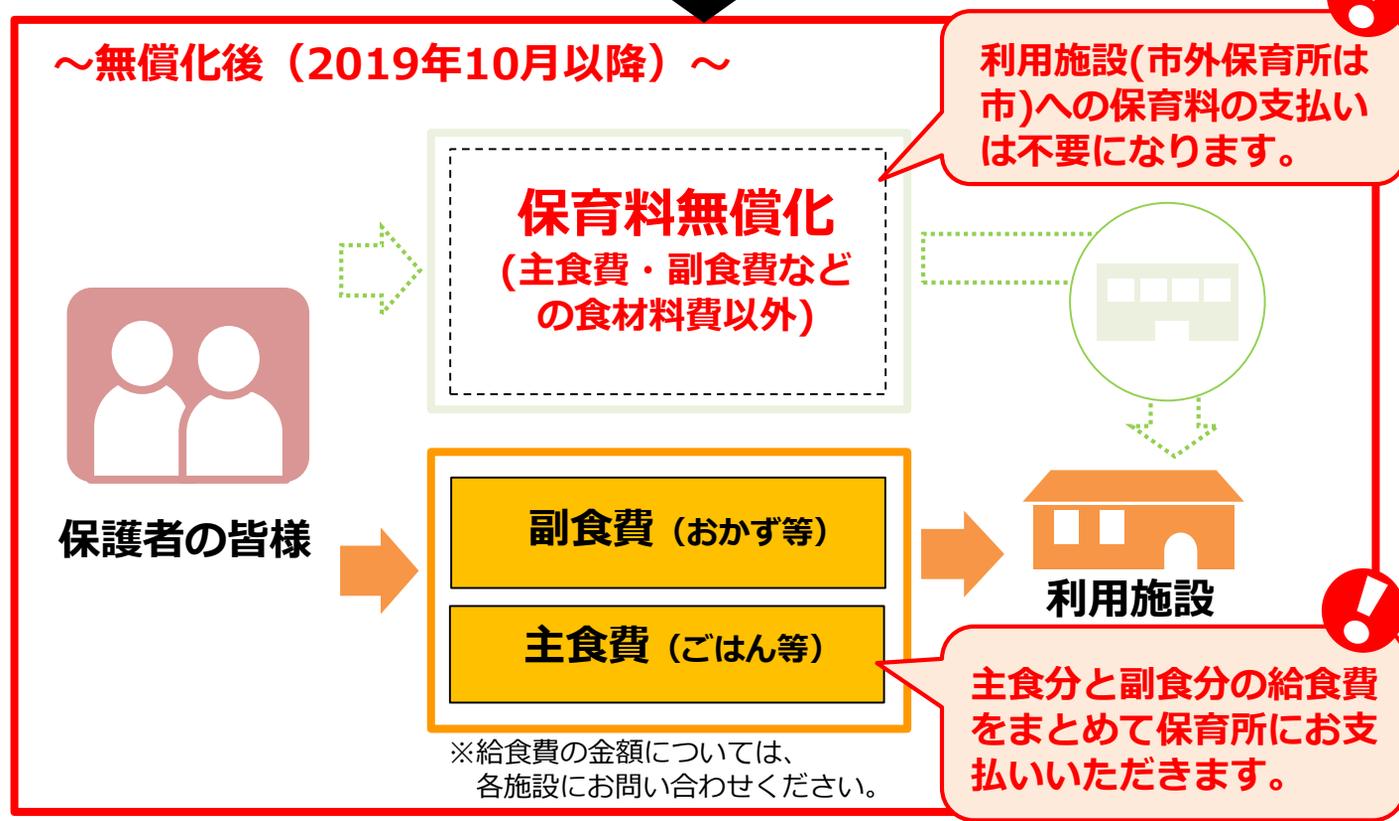
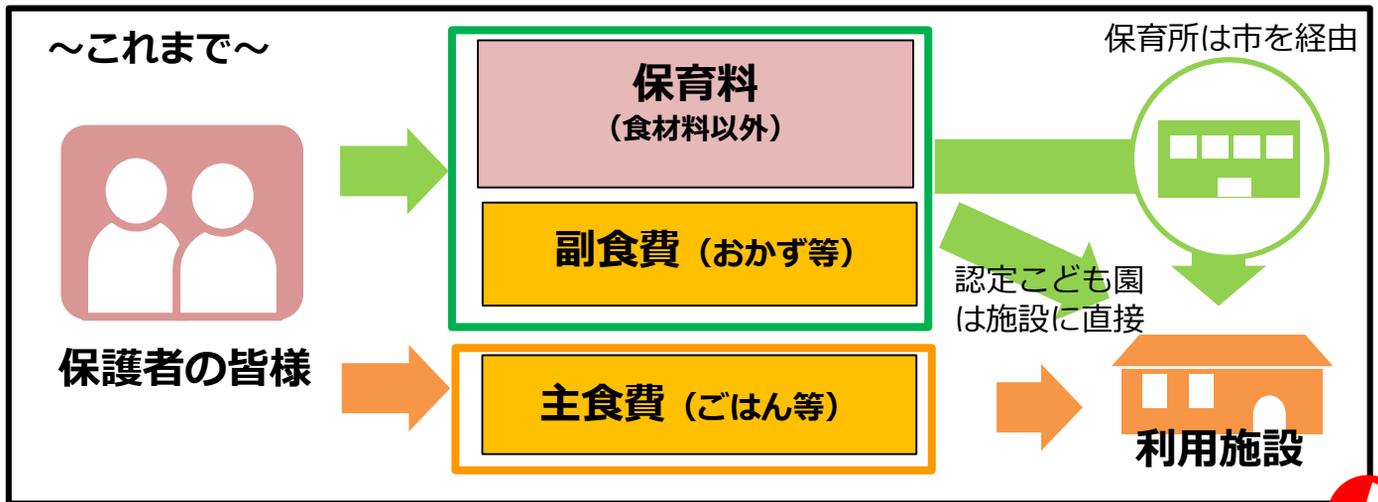
【現在の給食費】

- ・主食（ごはん等）分…現物持参または施設に直接主食費として支払い
- ・副食（おかず等）分…保育料の一部として利用施設(市街の保育所は市)に支払い

【令和元年10月からの給食費】

保育料は無償化されますが、給食費については引き続きご負担いただきます。

- ・主食（ごはん等）分…現物持参または施設に直接主食費として支払い
- ・副食（おかず等）分…直接利用施設に支払い



問い合わせ先: 黒石市健康福祉部福祉総務課こども未来係

TEL: 0172-52-2111 FAX: 0172-52-7151